

瀬田川水系直轄砂防事業の完了に伴う引継ぎについて

政策・土木交通常任委員会資料
平成25年(2013)3月11日
土木交通部砂防課

1. 事業着手の経緯

- 8世紀 ……(約1300年前) 奈良・平安時代の宮殿造営や神社建立のため田上・信楽地区でスギやヒノキの一大美林が大伐採された。



陶土掘削や燃料としても伐採され殆ど全域が花崗岩の深層風化が進んだ劣悪な地質であったため、自然の力だけでは植物が再生されず荒廃したままになり、過去いくつもの土砂災害が発生した。

- 明治元 ……洪水により淀川三川(宇治川・桂川・木津川)合流点(八幡市付近)が土砂で埋まる。
- 明治6 ……これを受けて淀川水源砂防法が施行される。
- 明治11 ……(約130年前) 内務省直轄工事として瀬田川、木津川流域で砂防工事着手〈日本初〉。
- 明治30 ……砂防法制定。
- 平成25 ……瀬田川水系直轄事業完了。(予定)



2. 事業の完了決定

平成22年度第4回(H22.11)近畿地方整備局事業評価監視委員会<国の第3者機関/委員長:小林京大教授>にて『現在整備中のえん堤5基が完成(H25年度末予定)すれば、有害土砂の生産及び移動は流域全体(上流から下流まで)として抑制されると判断でき、水系砂防事業としては完了』と判断され、これを受けて国がH25年度末で事業の完了を決定した。

明治41年(山腹工施工前)



3. 砂防設備の引継

○砂防法(概略)

第5条 知事は砂防設備を管理し、工事を施工し、維持する義務。

第6条 大臣は、他府県の利益を保全する必要がある場合や利害関係が複数の府県にまたがる場合などの時は、本来、砂防設備を整備すべきを知事に代わって施行。<直轄施行(言わば代行)>

工事完了後
知事に引継

4. 引き継ぐ主な砂防設備

えん堤工	93基	
山腹工	1,963ha	砂防指定地として管理
溪流保全工	7,033m	
谷止め工	48基	
床固工	16基	

その他: 周辺に人家の多い天神川での堤防除草や卒業記念植樹なども引き継ぐ予定。



えん堤工



山腹工



溪流保全工と床固工



谷止め工